

令和2年玉村町議会第2回臨時会会議録第1号

令和2年4月24日（金曜日）

議事日程 第1号

令和2年4月24日（金曜日）午後2時50分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（令和元年度玉村町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（令和2年度玉村町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町税条例等の一部改正について）
- 日程第 8 承認第 7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第 9 承認第 8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第10 承認第 9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正に
ついて）
- 日程第11 議案第39号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第12 議案第40号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第3号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	石内國雄君	8番	高橋茂樹君
9番	浅見武志君	10番	久保留美子君
11番	宇津木治宣君	12番	備前島久仁子君
13番	三友美恵子君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舛田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
庶務係兼 議事調査係	平野里都子		

○開会・開議

午後 2 時 5 0 分開会・開議

◇議長（三友美恵子君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年玉村町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第 127 条の規定により、6 番柳沢浩一議員、7 番石内國雄議員の兩名を指名いたします。



○日程第 2 会期の決定

◇議長（三友美恵子君） 日程第 2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、本日午後 1 時 3 0 分より議会運営委員会を開催し、審査しております。議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） 令和 2 年玉村町議会第 2 回臨時会が開催されるに当たり、本日午後 1 時 3 0 分より役場 4 階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたします。

本臨時会に町長から提案される議案は、承認が 8 件、議案が 2 件、合わせて 10 議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和 2 年玉村町議会第 2 回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告がありましたとおり、本日 1 日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。



- 日程第3 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度玉村町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第4 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第5 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号））

◇議長（三友美恵子君） 日程第3、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度玉村町一般会計補正予算（第10号））から日程第5、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号））までの3議案を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号から承認第4号までの3議案を一括議題とすることに決定しました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） お世話になります。令和2年玉村町議会第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

初めに、町民の皆様並びに議員各位には、新型コロナウイルス感染症拡大防止に多大なるご協力をいただき、心より感謝申し上げます。また、この感染症によりお亡くなりになりました方々に心より哀悼の意を表しますとともに、現在闘病中の皆様の一日も早いご快復をお祈り申し上げます。さらに、昼夜を問わず今この瞬間も現場の最前線でご尽力いただいております医療従事者の皆様をはじめ、老人福祉施設や児童福祉施設等の従事者の皆様、そして新型コロナウイルスと闘う全ての皆様に心からの敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

さて、政府は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、4月7日、7都府県を対象地域として5月6日までの緊急事態宣言を発令し、外出自粛や休業要請等の対策を進めてまいりました。しかしながら、感染の拡大に歯止めがかからないことから、4月16日には緊急事態宣言の対象地域を全都道府県にまで拡大いたしました。群馬県においては、この緊急事態宣言を受け、特措法に基づく原則外出自粛の要請をはじめとする様々な緊急事態措置を講じている状況にありますが、その一方で県内の感染者は日ごとに増加し、今後もさらなる感染拡大や、医療崩壊が懸念される状況にあるの

が現実であります。こうした中、町といたしましてもNPO法人プラムの森や有料老人ホーム藤和の苑での感染者発生を受け、4月15日に群馬県知事に対して迅速な感染防止対策が進められるよう町長と議長の連名により、県との情報共有や発熱外来の早急設置等を盛り込んだ要望書を提出したところであります。

本日の臨時会では、商工会からの強い要望もあり、町として準備を進めてまいりました町内中小企業に対する緊急経済対策などの新たな対策につきまして、補正予算案を上程させていただきたいと考えておりますが、連日新聞やメディア等で報道され、町民の皆様にも関心度が高い一律10万円の特別定額給付金につきましても、現在一日も早く町民の皆様届けられますよう、担当する職員の配置について4月27日付での人事異動の発令を予定しており、着実に準備を進めているところでございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、町民の皆様には大変窮屈な生活を余儀なくされ、ご不便をおかけしているところでございますが、感染症防止のため不要不急の外出を控えていただくとともに、引き続き密閉、密集、密接の3つの密が重なる場面を避けるための行動を心がけるようお願いいたします。

町といたしましては、今後もより一層国や県、様々な関係機関との連携を強化し、全職員が一丸となって町民の皆様の安全安心を最優先に考えた感染症防止対策について、引き続き迅速かつ適切に進め、この未曾有の危機を町民の皆様とともに力を合わせて乗り越えていきたいと考えておりますので、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、冒頭の挨拶といたします。

それでは、提案説明を申し上げます。承認第2号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第10号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1,923万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を112億92万円とするとともに、地方債の変更をするものでございます。

まず、歳入の主なものでございますが、昨年10月からスタートした幼児教育・保育無償化に伴う財源の確定として、子ども・子育て支援臨時交付金2,942万3,000円を増額するほか、教育使用料では新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として休館した影響に伴う社会体育館の使用料を減額するものでございます。

県支出金では、昨年10月の台風19号の被害に伴い、本町が災害救助法適用団体に指定されたことにより、開設した避難所の運営経費について、補助金対象となったことによる追加及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う障害児の放課後等デイサービス事業の利用増に対応するための増額を行ったものでございます。

また、寄附金につきましては、ふるさと納税についてさらなる寄附が見込めたための増額及び株式会社キーテクノロジー様からご寄附いただいた200万円について、それぞれ寄附の目的に沿った事

業や基金積立てに充当したものでございます。

次に、繰入金でございますが、宅地造成事業特別会計繰入金では、町が直接販売を行う文化センター周辺地区の分譲地について、令和元年度においては販売が見込めなかったことによる減額でございます。

また、諸収入では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校が臨時休校になったことに伴う学校給食費の減額でございます。

一方、歳出の主なものでございますが、それぞれ事業費の確定見込みに伴う増額及び減額と、ご寄附いただいた200万円について、寄附者の意向に沿った基金へそれぞれ積立てを行うものでございますが、特に新型コロナウイルス感染症の影響に伴うものでは、まず総務費では、公用車集中管理事業において、各種団体等の事業が中止や延期となり町バスの利用が減少したため、業務委託料を減額するものでございます。

また、民生費では、学校の臨時休校に伴い、障害児の放課後等デイサービス事業の利用増が見込まれたことに伴う増額のほか、教育費では同様に給食の提供が中止となったことによる給食材料費等の減額でございます。

最後に、地方債の変更でございますが、町単独による道路補修計画推進事業の事業費確定に伴う起債限度額の変更でございます。

次に、承認第3号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本臨時会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ122万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億1,885万2,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入におきましては、県支出金の額の確定による増額及び前年度繰越金を減額するものでございます。

歳出につきましては、国保特定健診及び人間ドック助成金について、受診者数が想定を超えて増加したことによる増額でございます。

次に、承認第4号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、文化センター周辺地区第Ⅱ期分譲地の引渡しに係る額の確定と、第Ⅱ期町分譲地販売状況による減額の補正を行うものです。

まず、第Ⅱ期分譲地の販売事業者への引渡しについて、契約時面積と完成宅地面積との差異が

3. 3平方メートル以上生じた場合、精算を行うこととなっており、実測面積が8.29平方メートル少なかったため減少精算をいたしました。

また、第Ⅱ期町分譲地の決済が完了していない2区画及び未契約区画4区画分、合わせて5,493万3,000円の減額補正をいたしました。

令和2年度においては2区画の決済を完了し、未契約である4区画の販売促進に努めてまいります。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第3、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度玉村町一般会計補正予算（第10号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

————— ◇ —————

○日程第6 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度玉村町一般会計補正予算（第2号））

◇議長（三友美恵子君） 日程第6、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度玉村町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 承認第5号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第2号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分したもので、

同条第3項の規定により本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

補正内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億9,117万2,000円と定めるものでございます。

補正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入費について、幼稚園を所管する文部科学省から1施設当たり50万円を上限に100%補助が見込めたため、町内の2つの幼稚園施設、玉村幼稚園及びマーガレット幼稚園に子供用のマスクやアルコール消毒剤をはじめ、非接触体温計や空気清浄機などの購入を行うものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第7 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例等の一部改正について）

○日程第8 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）

○日程第9 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）

◇議長（三友美恵子君） 日程第7、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例等の一部改正について）から日程第9、承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めらるこ

とについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）までの3議案を一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号から承認第8号までの3議案を一括議案とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日付法律第5号で公布されたことに伴い、玉村町税条例等の一部改正について専決処分したものでございます。

今回の改正は、法改正による規程の新設や改正に合わせ、町条例の規定整備を行うものです。主な内容は、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族申告書にその旨の記載を不要とする改正、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる改正、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している相続人等に対し、氏名、住所等必要な事項を申告させることができる改正でございます。

その他、たばこ税の課税免除の適用に当たって、必要な手続の簡素化、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の3年延長、わがまち特例となる課税標準の特例について、条例において割合を定める措置、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限の3年延長、令和元年条例第21号の改正条例で、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等所要の措置についても規定しております。

次に、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日付法律第5号で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部改正について専決処分したものでございます。

改正の概要は、地方税法の一部が改正されたことによる項ずれの反映、改元対応となります。

次に、承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日付法律第5号で公布されたことに伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分したものでございます。

改正の概要を申し上げますと、医療分の課税限度額を61万円から63万円、介護分の課税限度額を16万円から17万円に引上げ、減額措置に係る軽減判定において、5割軽減については被保険者

及び特定同一世帯所属者1人につき乗ずる金額を28万円から28万5,000円に引上げ、2割軽減では被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗ずる金額を51万円から52万円に引上げ、減額対象を広げるものでございます。

ご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第7、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例等の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9、承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） この専決処分については、国保税が引き上がるということですね。減額する部分もありますけれども、限度額が上がるということですので、これに対する町民への説明等も必要になりますので、もう少し詳しくお話をしていただきたいということと、負担が引き上がる話ですので、はっきりとしていますので、専決処分としてよかったのかどうかというのがちょっとありますので、財政的な面とか、そういうものも含めて、これで国保の財政とかがちゃんとなるのかどうか、それも含めて説明をお願いします。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 国保税の改正につきましては、地方税法の改正に伴いまして限度額を引き上げるということで、特に税務課のほうでこれによる影響がどのぐらい出ているかというような試算は今のところしておりません。ちょっとこれから時間をいただければ、その試算のほうもしてみたいというふうには考えております。

以上でございます。

◇議長（三友美恵子君） よろしいですか。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） これは、国保税の限度額については日本全国一律、地方税法の改正で一律上がったということでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 地方税法の改正でありますので、全国一律の改正となっております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第 10 承認第 9 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について）

◇議長（三友美恵子君） 日程第 10、承認第 9 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 承認第 9 号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域再生法第 17 条の 6 に規定する地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和 2 年 3 月 31 日で公布されたことに伴い、玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について専決処分したものでございます。

改正内容は、不均一課税対象期間を令和 4 年 3 月 31 日まで延長するものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第 11 議案第 39 号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 11、議案第 39 号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 39 号 固定資産評価審査委員条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要を申し上げますと、同法の一部改正により、題名の改称や条ずれ等、条例で引用している規定に異動が生じたため、必要な整備を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 2 議案第 4 0 号 令和 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1 2、議案第 4 0 号 令和 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 4 0 号 令和 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 2, 2 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 0 9 億 1, 3 1 7 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

今回の補正内容につきましては、町単独による新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございます。まず、衛生費では、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業として、世界的な需要の高まりや価格高騰を受けたマスク不足に対応するため、一般用マスク及び医療用マスクのほか、フェースシールドの購入費について追加を行い、労働環境や生活状況が厳しさを増す医療機関や老人福祉施設等への配布に加え、保育所や児童館等の現場で働く職員へ配布するとともに、今後の学校再開や台風等の自然災害を見据え、教職員や消防団等へ配布するための備えを行うものでございます。

次に、商工費では、町単独による緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者について、運転資金に係る従来の小口資金の支援内容を一定期間拡充し、信用保証料及び 4 年間分の支払利子を全額助成するものでございます。

以上が補正内容となりますが、これらの財源の手当といたしましては、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 小口資金の制度についてなのですが、融資限度額1,250万円、これを信用保証協会の保証をつけて融資をするということなのですが、信用保証協会というのは1つの企業に対して大体1億円ぐらいの枠というのを設定していると思うのです。この金額、保証してもらうことによって、もともとその法人が持っている枠が埋まってしまうのか、それともその枠の外でやるのかというのを確認したいのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

小口資金につきましては、町で特別融資枠ということで1,250万円、信用保証協会の中でも枠が設定されております。企業に対しますその枠といったものにつきましては、大変恐縮でございますけれども、こちらでも把握しておりません。改めてこちらで信用保証協会に問合せし、確認させていただきたいと思っております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○字句等整理委任について

◇議長（三友美恵子君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その

他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。



○閉 会

◇議長（三友美恵子君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして令和2年玉村町議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時29分閉会